

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の法的根拠及び基本的な考え方

(1) 計画策定の法的根拠

2016（平成28）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、第14条において、市町村が国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と明記されています。

これを踏まえて、本市では地域福祉計画と一体のものとしてこれを取り込み、館山市成年後見制度利用促進基本計画を市地域福祉計画の「第6章」として、ここに策定します。

(2) 計画の期間

本計画については、地域福祉計画との整合性を図るため、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度の6年間を計画期間とします。

(3) 成年後見制度利用促進についての基本的な考え方

成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。そこで、以下の点を本計画の基本的な考え方とします。

- ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視します。
- ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備します。
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実します。
- ・任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めます。
- ・安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進します。
- ・福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにします。

(4) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がい等により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

① 法定後見制度

制 度 の 概 要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。
申し立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の権限	制度に応じて、一定の範囲内で本人を代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができる。

② 任意後見制度

制 度 の 概 要	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申し立て手続き	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結→ この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ③ 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和5年5月）」より作成

第2節 館山市における成年後見制度利用の現状

(1) 館山市内における高齢者数等

2023（令和5）年4月1日時点での本市における総人口は44,414人で、高齢者が17,919人、高齢化率は40.3%となっています。また、高齢者の独居は2,729人、認知症自立度がⅡ以上の方は1,765人います。

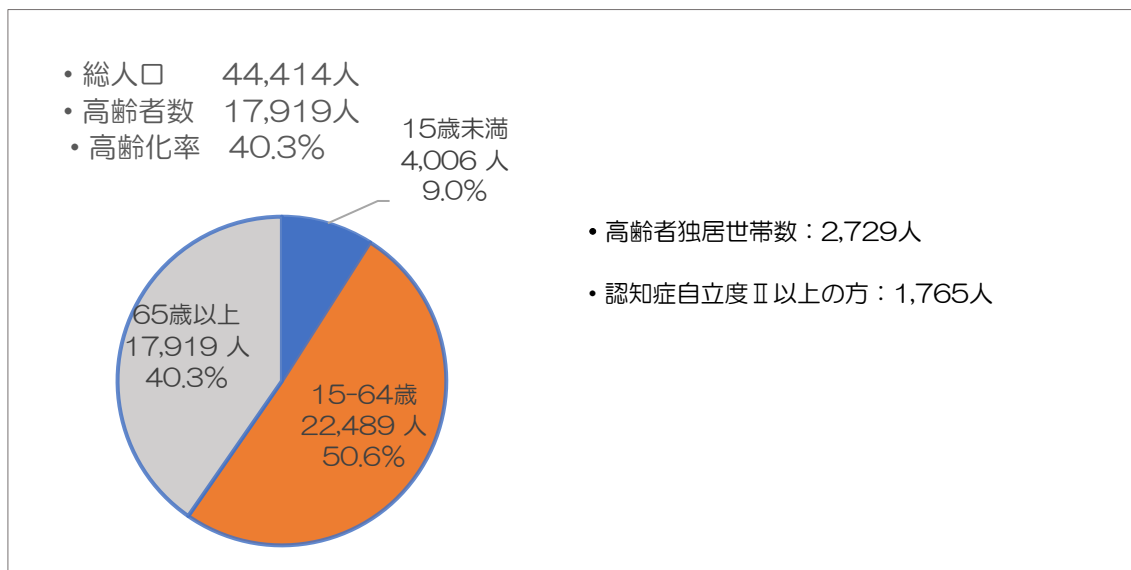


図1 館山市内における高齢者数等（令和5年4月1日）

(2) 館山市内における障害者手帳（※身体障害を除く）保持者数

2023（令和5）年6月30日時点での本市における療育手帳所持者数は437人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は534人となっています。

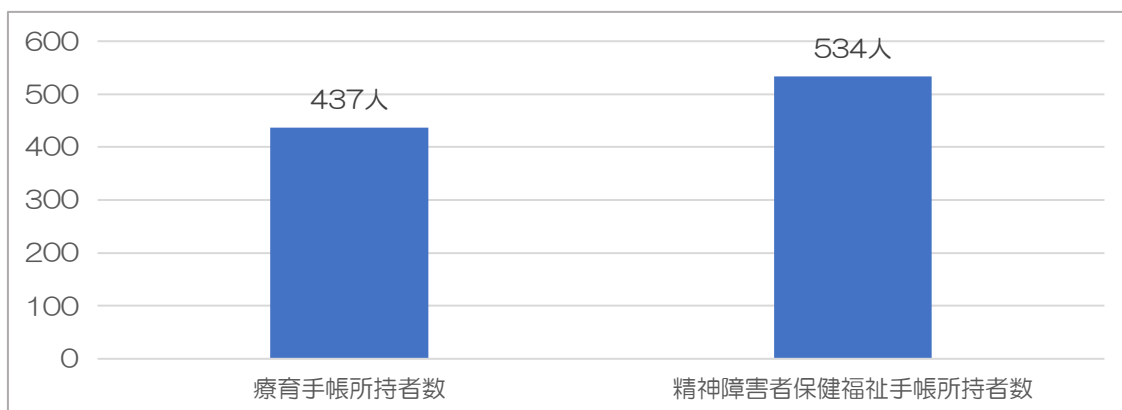


図2 館山市内における障害者手帳（※身体障害を除く）保持者数（令和5年6月30日）

(3) 館山市内における成年後見制度利用者数

2022（令和4）年10月1日時点での本市における成年後見制度の利用者数は、後見が93人、補佐が13人、補助が3人となっています。

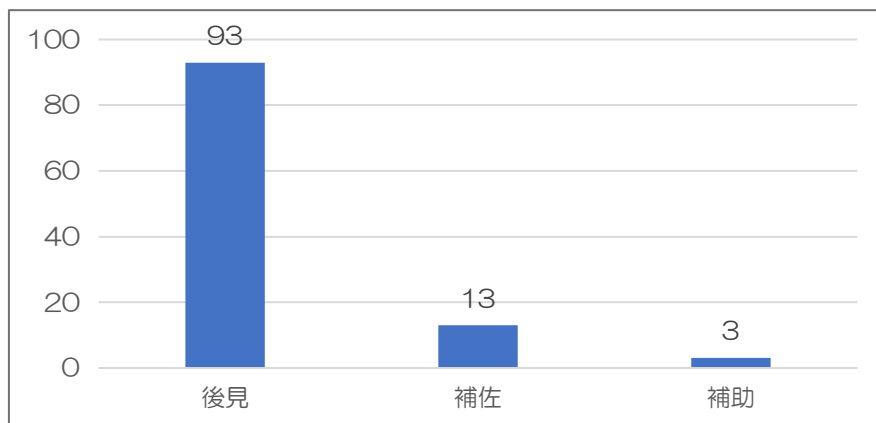


図3 館山市内における成年後見制度利用者数（令和4年10月1日）

(4) 館山市内における市長申立件数

本市における市長申立件数の推移を見ると、2022（令和4）年度が高齢者5件、障害者0件、2021（令和3）年度と2020（令和2）年度はそれぞれ高齢者が7件、障害者が1件となっています。

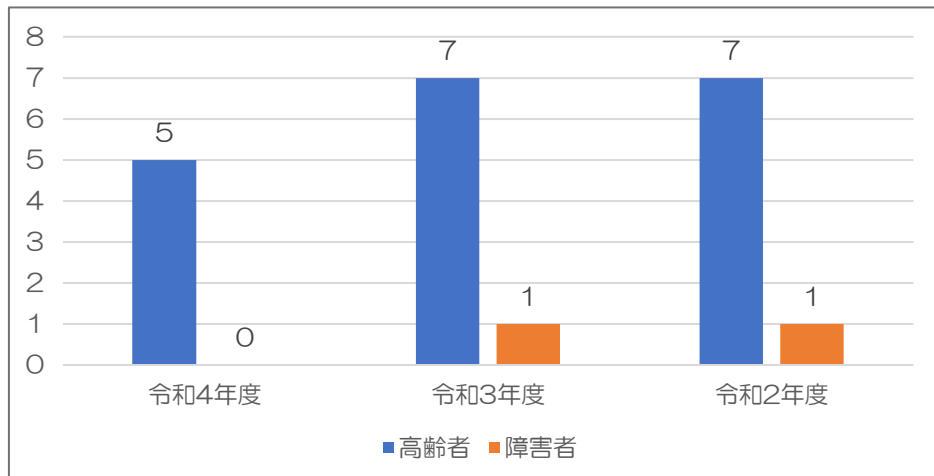


図4 館山市内における市長申立件数

(5) 市民アンケート及び関係団体・機関ヒアリング調査報告

① 市民アンケートから見る権利擁護に関わる課題

- ・「入院、入所時に頼れる人がいるかどうか」について、25%弱の人が「いない」、「わからない」と回答しています。

- ・「地域福祉を充実させて、必要なサービスを安心して利用できるようにするために館山市がまず優先して取り組むべきこと」として、「市民生活の課題に沿った、適切で十分な情報提供」、「市と市社会福祉協議会、在宅介護センターや保健・医療・福祉との十分な連携体制」、「市民の立場に立った横断的で総合的な相談窓口を、身近な場所で提供」が求められています。

② 関係団体・機関ヒアリング調査報告からみる権利擁護に関わる課題

- ・身寄りのない単身高齢者が増加傾向にあること、家族がいても障害や要介護状態等で後見人や保証人になれないケースがあり、保証人、成年後見人等権利擁護支援が求められています。
- ・分野横断的な相談に応じられるようワンストップ窓口や包括的支援体制を求める声が多く、包括的な支援体制の構築が求められています。
- ・後見人が高齢となっていることで、受任を断られてしまうケースがあります。
- ・入院・入所時に保証人・緊急連絡先がないケースがあります。

第3節 成年後見制度に関わる課題・対応策及び施策の体系

(1) 課題及びその対応策

① 権利擁護支援についての周知・啓発の徹底

館山市では今後も高齢化率が上昇する見込みであり、それに伴って独居高齢者や認知症高齢者も増えていくことが予想されます。従って、権利擁護支援を必要とする人への支援が漏れてしまうことのないよう、周知・啓発を徹底することが必要です。

② 各専門職の連携による切れ目のない相談支援の実現

市民アンケートでは、「保健・医療・福祉との十分な連携体制」を求める声が多く、関係団体・機関ヒアリングにおいても分野横断的な相談に応じられるような包括的な支援体制の構築が求められていました。保健・医療・福祉はもちろんのこと、司法分野とも密な連携ができるよう、ネットワークを構築し、切れ目のない相談支援を実現することが必要です。

③ 市民後見人の養成や法人後見受任先の開拓

関係団体・機関ヒアリングにおいて、後見人が高齢となり断られてしまうケースが課題として挙がっていたように、後見を引き受ける専門職が不足しています。そのため、市民後見人の養成や法人後見受任先の開拓が必要です。

④ 入院、入所時等の保証人に関わる支援や任意後見制度相談支援の充実

入院、入所時に保証人や緊急連絡先がないケースがあり、今後独居の高齢者が増えた際にはますますそのようなケースが増加していくと考えられます。特に、認知症や障がい等によって判断能力が不十分な方の場合には対応が難しく、本人に不利益が生じてしまう可能性が高くなります。従って、入院・入所時等の保証人に関わる支援の充実や、判断能力があるうちに必要な事項を定めることができる任意後見制度の周知・相談支援の充実が必要です。

(2) 施策の体系

館山市における課題及び対応策を踏まえて、以下の6点について重点的に施策を実施することとします。

- ①目的・対象に応じた広報の充実
- ②本人を尊重した切れ目のない支援の充実
- ③成年後見制度利用促進のための環境整備
- ④市民後見人の育成、活動支援の実施
- ⑤任意後見制度利用等の相談・支援の充実
- ⑥親族後見人への支援の充実

第4節 地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 安房地域権利擁護推進センター

安房地域権利擁護推進センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により意思決定が困難であっても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援をする機関です。

3市1町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が共同して鴨川市社会福祉協議会に運営を委託しています。

(2) 安房地域権利擁護推進センターによる地域連携ネットワークづくり

安房地域権利擁護センターは、成年後見制度利用促進法における「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う広域的な「中核機関」です。

権利擁護支援が必要な人に対して、地域・保健・福祉・医療等の各種関係者などが連携して支援を行う「権利擁護支援チーム」や、各地域における専門職・当事者団体などの連携体制強化や権利擁護支援チームへ必要な支援を行う「協議会」の設置についての検討等、地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

第5節 制度が必要な人の立場に立った具体的施策の展開

(1) 目的・対象に応じた広報の充実

事業	① 権利擁護支援について市民への普及・啓発を行います。
将来像	権利擁護の概要や制度、相談窓口について市民全体に広く知れ渡っており、必要な人が支援を受けられるようになっています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課・高齢者福祉課
■権利擁護支援の周知・活用を促進するパンフレットの作成・配布を行います。 ■権利擁護をテーマにした講演会や研修会を開催します。 ■市内で催される高齢者・障がい者のイベント等の機会に、権利擁護の重要性について広報を行います。	

(2) 本人を尊重した切れ目のない支援の充実

事業	① 権利擁護に関する相談支援を行います。
将来像	権利擁護の相談支援を通じて、必要な人に対して権利擁護の支援が行われています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■権利擁護に関する心配事について、電話や面談による相談支援を行います。 ■安房地域権利擁護推進センターにて、毎月1回、4市町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）を巡回して相談支援を行います。 ■権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチができるよう、体制整備を図ります。	

事業	② 市内5つの日常生活圏には、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口となる「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題を相談できるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。 ■権利擁護に関する相談を受け付けて、必要な支援が受けられるよう適切な機関へとつなぎます。	

事業	③ 地域連携ネットワークづくりを推進します。
将来像	中核機関である安房地域権利擁護推進センターがコーディネートを行い、必要に応じて「権利擁護支援チーム」や「協議会」が設置され、権利擁護支援が必要な人に対して、地域・保健・福祉・医療等の各種関係者等が連携して充実した支援が行われています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター
■権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受けながら、必要に応じて「権利擁護支援チーム」や「協議会」の設置について調整を行います。 ■福祉だけでなく法律や医療の専門職も含めた専門職団体・関係機関と協力し、地域連携ネットワークの中核機関としてネットワークづくりを推進します。	

事業	④ 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
将来像	身寄りのない一人暮らしの市民が、安心して入院・入所をすることができ、終末期の看取りも含めて孤立することなく生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■保証人、看取りなどの事業展開について調査・研究に取り組みます。	

(3) 成年後見制度利用促進のための環境整備

事業	① 成年後見制度の利用に関する費用の助成を行います。
将来像	成年後見の申し立て費用や報酬について、費用の問題で諦めることがないように、必要な人は助成を受けながら制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■親族等申立審判請求に係る申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判に必要な費用及び成年後見人等の報酬について、全部又は一部を助成します。	

事業	② 市内社会福祉法人による法人後見実施機関の設置を目指します。
将来像	市民に身近な社会福祉法人が法人後見実施機関となり、市民が安心して成年後見制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■法人後見実施についての調査・研究に取り組みます。 ■法人後見受任先について、調査・検討を行います。	

(4) 市民後見人の育成、活動支援の実施

事業	① 市民後見人の育成体制の整備を目指します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■市民後見人養成講座を実施し、修了者である市民後見人候補者にフォローアップ研修を行います。 ■市民後見人候補者について名簿による管理・更新を行います。 ■「市民後見人の受任が想定される本人の状態像」を基に、被後見人の課題解決状況を適合率として数値化し、適合性が高い被後見人に対する市民後見人の受任について検討会を実施します。	

事業	② 市民後見人の受任を目指し、業務の支援をします。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、必要な人に対して市民後見人が支援を行っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人の受任について具体的な調整を進めて、実現を目指します。 ■受任後は適正に後見業務が行われるよう、市民後見人の支援を行います。	

(5) 任意後見制度利用等の相談・支援の充実

事業	① 任意後見制度利用の相談・支援の充実を図ります。
将来像	任意後見制度の利用を望む人が気軽に相談を行い、本人の希望に沿った適切な支援を受けられるようになっています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■任意後見制度に関する相談への対応力を高め制度利用について支援を行います。 ■任意後見制度について、広く市民への周知を図ります。	

(6) 親族後見人への支援の充実

事業	① 親族後見人への支援の充実を図ります。
将来像	親族後見人に困り事や心配事がある際には気軽に相談できる機関があり、適切に後見業務を行うことができます。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■成年後見制度の利用にあたって必要な家庭裁判所への申立てについて、申立書類の書き方などを助言します。 ■適正に後見業務が行われるよう親族後見人の相談に対応し、支援を行います	